

EU の第 6 次拡大 (2007.1.1) と国際法

The 6th Enlargement (2007.1.1) of EU and International Law

稲 原 泰 平
Yasuhei Inahara

目 次

- 【Ⅰ】序 論
- 【Ⅱ】ブルガリア及びルーマニアの EU 加盟条約の特徴
- 【Ⅲ】今後の EU 拡大の展望
- 【Ⅳ】結 語
- 《Refereces》
- 【参考図表：EU 加盟国一覧 (2007.1.1 現在 27 개국)】

【Ⅰ】序 論

言うまでも無く、欧州統合の理念は、第1次大戦（1914～18）後、日本人の血を引くオーストリー人クーデンホーフ＝カレルギー Richard Nikolaus Coudenhove-Kalergi（1894～1972）によって提唱された。⁽¹⁾ 彼が提示した理念“汎ヨーロッパ Paneuropa”が現実の政治の動因となるのは、第1次大戦後にオズワルド＝シュペンゲラー Oswald Spengler（1880～1936）が唱えた所謂“欧州の没落 Untergang des Abendlandes”⁽²⁾の不可逆的現象が深化した第2次大戦後のことであった。

ここで、EUの歴史をその前身たる欧州共同体 European Communities：ECの時代を含めて振り返ると以下のようなになる；

- ① 1950年・・・フランスのシューマン外相が独仏の対立に終止符を打つために、両国の基幹産業である石炭鉄鋼産業を超国家機関の下で運営するシューマン＝プランを提唱し、西ドイツその他の欧州諸国にも参加を呼びかけた。
- ② 1951年・・・西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ6カ国によって欧州石炭鉄鋼共同体 ECSC 条約（パリ条約）が署名された（52年発効）。ECSCの共同総会が後の欧州議会（1962.3.30自主的に名称変更）になる。ECSCは2002年消滅。
- ③ 1957年・・・欧州経済共同体 EEC 設立条約と欧州原子力共同体 EURATOM 設立条約（いずれもローマ条約と呼ばれるが、通常は前者のみを指して用いられる）が署名され、翌58年に発効した。
- ④ 1967年・・・欧州共同体の単一理事会及び単一委員会設立条約が発効して、欧州3共同体 EEC／ECSC／

EURATOMの主要機関が統合され欧州共同体 EC が誕生した。

- ⑤ 1973年・・・デンマーク、アイルランド、イギリスが EC 加盟（第1次拡大）
- ⑥ 1979年・・・欧州議会に直接選挙が導入される（投票率 67.2%）。しかし、2004年の選挙の投票率は 45.5%に低落している。2004年に結成された「欧州緑の党」以外に汎欧州的な政党が成立していない点はその原因の1つとされる
- ⑦ 1981年・・・ギリシアが EC 加盟（第2次拡大）。
- ⑧ 1985年・・・EC委員会が提出した「域内市場統合白書」が理事会で採択され、92年末を目標として国境のない単一市場を EC 内に実現することが決定された。
- ⑨ 1986年・・・ポルトガルとスペインが EU 加盟（第3次拡大）。
- ⑩ 1987年・・・単一欧州議定書が発効し市場統合が制度的にも加速され加盟国の政治的協力も制度化された。
- ⑪ 1992年・・・この年2月、前年12月からオランダのマーストリヒトで開催されていた欧州理事会で欧州連合条約（通称：マーストリヒト条約）が署名された。1993年10月までにすべての加盟国の批准書が寄託され、11月1日に発効し、欧州連合 EU が発足した。その《マーストリヒト条約の内容》は、
 - 1. 欧州銀行の設立・単一通貨の導入などによる欧州の経済・通貨統合
 - 2. 欧州議会の権限強化
 - 3. 「欧州市民権」の導入による政治統合
 - 4. EEC 条約（マーストリヒト条約により EEC は EC と改称）・ECSC 条約・EURATOM 条約の改正
 - 5. 共通外交安全保障政策

6. 司法・内務協力 etc. であった。⁽³⁾

- ⑫ 1995年・・・オーストリー、フィンランド、スウェーデンがEU加盟（第4次拡大）
- ⑬ 1999年・・・欧州連合条約を改正するアムステルダム条約が発効し（5月1日）、経済だけでなく、政治・司法・内務分野での統合の『深化deepening』が図られた。⁽⁴⁾
- ⑭ 2000年・・・12月に機構改革のためにアムステルダム条約を改正するニース条約が署名された。
- ⑮ 2004年・・・5月1日に10カ国（チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキア）の新規加入によりEU加盟国は25カ国になった（第5次拡大）。6月19日に欧州憲法草案（全文448か条、36の議定書、2の附属書、2の最終宣言で構成）を採択。
- ⑯ 2005年・・・4月25日、ブルガリア共和国及びルー

マニア共和国の欧州連合加入条約が署名された（発効は2007年1月1日）

- ⑰ 2005年・・・5月29日のフランスの国民投票でEU憲法案の批准が拒否され、⁽⁵⁾ 6月1日、オランダの国民投票でも拒否された。EU憲法の発効には加盟国すべての批准が必要である。
- ⑱ 2007年・・・1月1日からブルガリアとルーマニアが加入し、EU加盟国は27カ国になった（第6次拡大）。ECから続いているEUの拡大enlargementと深化deepeningは今後もクロアチア、トルコ、マケドニア、ユーゴ、ボスニア、アルバニアへと継続・波及することが予想され、EUの国際法上及び国際関係上の意義はますます大きくなることが予想されている。数十年後には、加盟国33カ国、総人口5億7500万人の空前絶後の一大地域統合の姿が浮かび上がってくる。^{(6) (7)}

（注）

- (1) Richard Coudenhove-Kalergi, „China und Europa”, in: Paneuropa 4/ 6, Juli-Aug. 1928.
- (2) Oswald Spengler, Die Untergang des Abendlandes, 1919y-22.
- (3) 欧州連合条約の全文はウェブで公開されている。
Cf: http://europa.eu/eur-lex/en/treaties/dat/EU_treaty.html#0001000001
- (4) <http://europa.eu.int/eur-lex/de/treaties/selected/livre549html>
- (5) フランス第5共和国憲法（1958. 10. 5公布・施行）では条約の批准に対する議会の統制について次のように評価されている；“268. 条約の承認 — 国際事項に関しては、フランス議会にも帰属する権限がある。議会の事前の同意を必要とする条約は、憲法§ 53 ①によって限定されている。一般原則として、§ 34 が意味する《立法的》事項に関わる全ての国際条約は議会の事前の同意が必要である。その上、この憲法は、重要な条約 — 講和条約や通商航海条約そして人権条約や領土割譲条約・・・ — を批准するためにも議会の同意が必要と定めている。そのほか、《国家財政を拘束する》条約も同様である。しかし、最後のカテゴリーの条約については、1975年12月30日の《商業負債の統合》に関する事件での憲法評議会の決定（12月31日付官報, p. 13652）は、議会の統制の及ぶ範囲内で合理的な減額を認めている；憲法評議会は予算案全体に対する議会の信任投票が政府の対外援助に関するフランスと受益国との2国間条約の承認を意味するとの《黙示の批准》という不明確な観念を支持している（之は1976年12月28日決定によって確認された理論である。12月29日付官報, 7580）。もし憲法優位論者がこの結論を全面的に批判するならば、逆の意味で国際法優位論を無視していることになる：国際法は国家に対して同意表明の技術的方法を指示していないのであって、もっぱら国内法の関連規定に委ねているのである。269. 条約の国民投票への付託 — 国際条約に関する議会のこの権能は、すでに最小限度

に縮減されているが、共和国大統領が条約の批准の裁可を《国民投票》手続による直接的な住民の承認に委ねることを決定した場合（§ II）、《無視》され消滅しているのではないと思われる。明らかに、この場合、大統領は実質的な裁量的選択権を行使できると思われる。何故なら、憲法は《この憲法に違反せず国家機関の機能に障害を及ぼさない》条約にはこの手続が適用されないと規定しているからである。即ち、フランスには条約の批准を承認するために2つの手続 — § 53 ②による議会手続と§ 11による国民投票手続 — が並行的に存在しているわけではない。しかし、この表現 — 《国家機関の機能の障害》 — の意味は明快そのものである。今日までに、3つの国際条約がこの非常態型の手続に付された：その3つとは、1962年4月8日のアルジェリアの将来の独立に関する1962年エビアン協定、1972年4月22日新規加盟国による欧州経済共同体の拡大に関する1972年1月22日のブラッセル条約、そして、1992年9月20日のマーストリヒト条約 trait de Maastricht である” Dominique Carreau, DROIT INTERNATIONAL (8e Edition), Pedone, 2004, p. 119. つまり、欧州憲法条約の国民投票は、フランス憲法の規定に基いて実施されたのではなく、国家法に対するEU法体系の優位の原則に基き、同憲法条約の規定に基いて実施されたのである。

- (6) EUでは加盟国の公用語がそのままEUの公用語として認められている。そのため、各加盟国はEUの事務を相互に自国言語へ翻訳させる権利を持つことになり、EUの事務処理の効率を落としている。この事情を善く説明しているウェブサイトの記事を紹介しておこう（やや古い記事であることはご容赦いただきたい）；“2004年5月1日、EU加盟国は15カ国から25カ国に拡大しました。新たな加盟国は、マルタ、キプロス、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、ポーランド、チェコ、エストニア、ラトヴィア、リトアニアです。加盟国の言語は11言語から20言語に増え、EU総人口は4億5500万人に拡大しました。また、多少の例外はありますが、議事録、出版物、新しい法律についても、これら様々な加盟国の言語に翻訳しなければなりません。数年後、ルーマ

ニアとブルガリアが EU に加盟することになれば (2007. 1. 1 両国が EU 加盟・・・筆者), EU の人口はさらに 3100 万人増加します。そうすると, 加盟国の言語数は 22 言語となり, 翻訳に必要な言語の組み合わせは 462 言語に上ります。(この言語数は, 言語数を n とした場合, $n(n-1)$ という公式によって求められます。) ルーマニアやブルガリアと時期を同じくして, トルコも EU に加盟する可能性があります。トルコが加盟した場合の EU 総人口は, 5 億 5000 万人になります。ユーゴスラビア (セルビア - モンテネグロ), クロアチア, ボスニア, マケドニア, アルバニアといった国々も, 数十年後には EU に加盟することになりそうです。そうすると, EU は加盟国 33 カ国, 総人口 5 億 7500 万人になり, 新しく 5 言語 (セルビア語, クロアチア語, ボスニア語, マケドニア語, アルバニア語) が加わります。これほどの大帝国 EU がなぜ, 加盟国同士で意思疎通を図る共通語として, 実用的な言葉を使用しなくてもいいのでしょうか。いや, 共通の言葉をもつべきなのです” (<http://www.2-2se/ja/4.html>) .

(7) しかし, 之に対して, 多言語使用の必要性を認めた反対論として次を見よ; “なぜかという, 二つ理由があります。ひとつは, 小国であっても, 国語は文化的なシンボルだから

です。人口 40 万人というマルタというちっぽけな島国でも, マルタ語が使用されています。これは EU の公用語になりましたが, 「使用人口が少ないことを理由に, 公用語から外したら, マルタは, EU に加盟したかどうかかわからない」ほどです。第 2 の理由は, EU の立法の多くは, 加盟国の国会の立法を経ないで市民に直接適用されるからです。普通, 国際条約は調印されるとその国の言葉に訳されて国会が承認をして, 国内適用をしていきますが, EU の場合は, EU で決定されると加盟国の市民に直接適用されますので, その国の言葉に訳しておかないと, 市民が EU によって権利が侵害されたようなときには, 自分の国の言葉で権利を守ることが難しくなることも興りうるわけです。だから, ルールがあって, EU の機関に特定の公用語で質問をすると, その言語で返答しなければいけないと定められています。ですから, 例えばデンマーク語で訴えたら, デンマーク語で回答を求める権利が市民に保障されています。そのようなことで多言語の公用語体制を維持しています” 田中俊郎『EU 統合の現状と展望 (2004 年 7 月 9 日金沢星稜大学公開学術講演開記録)』, 金沢星稜大学論集第 38 巻第 2 号, 2004, pp. 47 - 48.

【Ⅱ】ブルガリア及びルーマニアの EU 加盟条約の特徴

EU への第 3 国の加盟については, 欧州連合条約 Treaty of European Union (1992. 2. 7 採択, 1993. 11. 1 発効) § 49 にその手続が以下のように定められている;

- ① Any European State which respects the principles set out in Article 6 (1) may apply to become a member of the Union. It shall address its application to the Council, which shall act unanimously after consulting the Commission and after receiving the assent of the European Parliament, which shall act by an absolute majority of its component members. (§ 6 ①が定める諸原則 — the principles of liberty, democracy, respect for human rights and fundamental freedoms, and the rule of law 自由と民主主義, そして人権及び基本的自由の尊重, そして法の支配 — を尊重する全ての欧州国家は欧州連合への加盟を申請しうる。申請書を受理した理事会は, 委員会との協議の後, 更に欧州議会に提出してその過半数の同意を得た後, 自らの全会一致で申請国の加入を決定する)
- ② The conditions of admission and the adjustments to the Treaties on which the Union is founded, which such admission entails, shall be the subject of an agreement between the Member States and the applicant State. This agreement shall be submitted for ratification by all the contracting States in accordance with

their respective constitutional requirements. (欧州連合設立に関する諸条約への加入条件及び加入に伴う調整の条件は, 欧州連合加盟国と加盟申請国との協定の対象となる。この協定は各締約国の憲法上の手続に従って批准されなければならない)⁽⁸⁾

EU への第 3 国の加盟手続は, 規則の上では上記のとおりであるが, EU の実行は以下のようになっている;

まず, “EU 加盟を希望する国は, EU 理事会に加盟を申請しなければならない (第 49 条第 1 項後段)。この申請があれば, 理事会は欧州委員会に通知する。

欧州委員会は, 申請国が加盟基準を満たしているかどうかを調査し, EU 理事会に報告する。

欧州委員会の意見を聞いた上で (第 49 条第 1 項後段参照), EU 理事会は申請国と加盟交渉を開始するかどうか決定する。開始が決定された場合, EU 加盟国と個々の申請国との間で交渉が行われ (EU の利益は欧州委員会によって主張される), その最終結果は欧州理事会によって採択される。

・・・欧州理事会によって, 申請国の EU 加盟が了承されれば, EU 理事会は, 欧州議会の同意を得て, 新規加盟について全会一致で判断を下す。なお, 欧州議会の議決は, 議員の絶対多数決による (第 49 条第 1 項後段)。

EU 理事会によって新規加盟が了承されれば, EU 加盟国と申請国との間で加盟協定 (国際条約) が締結され, 加盟条件や EU 条約・EC 条約等の改正について定められる (第 49 条第 2 項前段)。なお, この協定の発効には, 全締約国が国内憲法の規定に従い批准することが必要に

なるが（同後段）、まず、申請国によって批准され、EU加盟国の批准はその後に行われる”⁽⁹⁾

このように、実務上は加盟協定は加盟手続の完成の意味を持っており、ブルガリア及びルーマニアとの加盟協定も、いろいろと紆余曲折 — ブルガリアは1999年EU加盟候補国となり、2001年3月からEU加盟交渉開始、他方、ルーマニアは1995年6月にEU加盟申請を行い2000年2月から加盟交渉を開始 — を経ながらも、2005年4月25日に署名され2007年1月1日に発効した。この協定の前文及び実体規定を以下に紹介しておく（邦訳は筆者の私訳である）。

TREATY
BETWEEN

THE KINGDOM OF BELGIUM, THE CZECH REPUBLIC, THE KINGDOM OF DENMARK, THE FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY, THE REPUBLIC OF ESTONIA, THE HELLENIC REPUBLIC, THE KINGDOM OF SPAIN, THE FRENCH REPUBLIC, IRELAND, THE ITALIAN REPUBLIC, THE REPUBLIC OF CYPRUS, THE REPUBLIC OF LATVIA, THE REPUBLIC OF LITHUANIA, THE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG, THE REPUBLIC OF HUNGARY, THE REPUBLIC OF MALTA, THE KINGDOM OF THE NETHERLANDS, THE REPUBLIC OF AUSTRIA, THE REPUBLIC OF POLAND, THE PORTUGUESE REPUBLIC, THE REPUBLIC OF SLOVENIA, THE SLOVAK REPUBLIC, THE REPUBLIC OF FINLAND, THE KINGDOM OF SWEDEN, THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
(MEMBER STATES OF THE EUROPEAN UNION)
AND
THE REPUBLIC OF BULGARIA AND ROMANIA,
CONCERNING THE ACCESSION OF THE REPUBLIC OF BULGARIA AND ROMANIA TO THE
EUROPEAN UNION

（欧州連合へのブルガリア及びルーマニア共和国の加入に関するベルギー王国・チェコ共和国・デンマーク王国・ドイツ連邦共和国・エストニア共和国・ギリシア共和国・スペイン王国・フランス共和国・アイルランド・イタリア共和国・キプロス共和国・ラトビア共和国・リトアニア共和国・ルクセンブルク大公国・ハンガリー共和国・マルタ共和国・オランダ王国・オーストリア共和国・ポーランド共和国・ポルトガル共和国・スロヴェニア共和国・スロヴァキア共和国・フィンランド共和国・

スウェーデン共和国・グレート＝ブリテン及び北アイルランド連合王国 — 欧州連合各加盟国 — とブルガリア及びルーマニア共和国との間の条約）⁽¹⁰⁾

.....
.....
.....

UNITED in their desire to pursue the attainment of the objectives of the European Union,

DETERMINED to continue the process of creating an ever closer union among the peoples of Europe on the foundations already laid, (各国元首及び政府は欧州連合の目標の実現を追求するとの願いの下に結合し、すでに築かれた基礎に立って欧州諸国民の間のより緊密な連合を創造する過程を継続することを決意し)

CONSIDERING that Article I-58 of the Treaty establishing a Constitution for Europe, like Article 49 of the Treaty on European Union, affords European States the opportunity of becoming members of the Union, (欧州憲法条約 § 1 – 58 が、欧州連合条約 § 49 と同じく、欧州諸国家に欧州連合加盟国になる機会を与えていることを想起し)

CONSIDERING that the Republic of Bulgaria and Romania have applied to become members of the Union, (ブルガリア及びルーマニア共和国が連合への加盟を申請したことを考慮し)

CONSIDERING that the Council, after having obtained the opinion of the Commission and the assent of the European Parliament, has declared itself in favour of the admission of these States, (欧州委員会の意見と欧州議会の同意を得た後に欧州理事会が両国の加入に賛成の意向を表明したことを考慮し)

CONSIDERING that, at the time of signature of this Treaty, the Treaty establishing a Constitution for Europe was signed but not yet ratified by all Member States of the Union and that the Republic of Bulgaria and Romania will join the European Union as constituted on 1 January 2007, (この条約の署名時において、欧州憲法条約が全ての欧州連合加盟国によって署名されながらも批准されていないこと、及びブルガリア共和国及びルーマニア共和国が2007年1月1日に欧州連合に加入することを考慮し)
HAVE AGREED on the conditions and arrangements for admission, and to this end have designated as their Plenipotentiaries: (加入の条件及び調整について合意に達したので、各自の全権代表を以下のとおり指名し)

.....
.....

.....

WHO, having exchanged their full powers found in good and due form,

HAVE AGREED AS FOLLOWS: (彼らが良好かつ正当な全権委任状を交換したことを確認して、以下のとおり協定する)

Article 1 (第 1 条)

1. The Republic of Bulgaria and Romania hereby become members of the European Union. (ブルガリア共和国及びルーマニア共和国はここに欧州連合の加盟国となる)
2. The Republic of Bulgaria and Romania become Parties to the Treaty establishing a Constitution for Europe and to the Treaty establishing the European Atomic Energy Community as amended or supplemented. (ブルガリア共和国及びルーマニア共和国は欧州憲法条約及び改訂増補された欧州原子力共同体設立条約の当事国となる)
3. The conditions and arrangements for admission are set out in the Protocol annexed to this Treaty. The provisions of that Protocol shall form an integral part of this Treaty. (加入条件及び加入に伴う調整はこの条約の付属議定書で規定される。議定書の諸規定はこの条約の不可分の一体を構成する)
4. The Protocol, including its Annexes and Appendices, shall be annexed to the Treaty establishing a Constitution for Europe and to the Treaty establishing the European Atomic Energy Community, and its provisions shall form an integral part of those Treaties. (議定書は、付属書及び追加文書を含めて、欧州憲法条約及び欧州原子力共同体設立条約に付属させられ、その諸規定はこれ等の条約の不可分の一体を構成する)

Article 2 (第 2 条)

1. In the event that the Treaty establishing a Constitution for Europe is not in force on the date of accession, the Republic of Bulgaria and Romania become Parties to the Treaties on which the Union is founded, as amended or supplemented. (両国が加入の日に欧州憲法条約が未発効の場合、ブルガリア共和国及びルーマニア共和国は改訂増補された欧州連合設立諸条約の当事国になる)

In such event Article 1 (2) to (4) shall become applicable from the date of entry into force of the Treaty establishing a Constitution for Europe. (その場合、§ 1 ②～④は、欧州憲法条約発効の日から適用される)

2. The conditions of admission and the adjustments to the Treaties on which the Union is founded, entailed by such admission, which will apply from the date of accession until the date of entry into force of the Treaty establishing a Constitution for Europe, are set out in the Act annexed to this Treaty. The provisions of that Act shall form an integral part of this Treaty. (欧州連合設立諸条約への加入の条件及び加入に伴い課される調整は、加入の日から欧州憲法条約発効の日まで適用されるものとし、この条約の付属決定書で規定される。当該決定書の諸規定はこの条約の不可分の一体を構成する)

3. In the event that the Treaty establishing a Constitution for Europe enters into force after accession, the Protocol referred to in Article 1 (3) shall replace the Act referred to in Article 2 (2) on the date of entry into force of the said Treaty. In such event, the provisions of the aforementioned Protocol shall not be considered as creating a new legal effect, but as preserving, under the conditions laid down in the Treaty establishing a Constitution for Europe the Treaty establishing the European Atomic Energy Community and that Protocol, the legal effects which have already been created by the provisions of the Act referred to in Article 2 (2). (欧州連合への加入後に欧州憲法条約が発効した場合、§ 1 ③が言及する議定書は欧州憲法条約発効の日に § 2 ②に謂う決定書に取って代わる。その場合、前記議定書の諸規定は新たな法的効力を創設するものとは看做されず、欧州憲法条約・欧州原子力共同体設立条約及び前記議定書が定めた諸条件の下で、§ 2 ②に謂う決定書の諸規定によってすでに創設された法的効力を有するものとする)

Acts adopted prior to the entry into force of the Protocol referred to in Article 1 (3) on the basis of this Treaty or the Act referred to in paragraph 2 shall remain in force and their legal effects shall be preserved until those acts are amended or repealed. (この条約及び本条第 2 項が言及する決定書に基き、§ 1 ③に謂う議定書の発効以前に採られた行為は有効であり、その法的効果は修正ないし廃棄されるまで保持されなければならない)

Article 3 (第 3 条)

The provisions concerning the rights and obligations of the Member States and the powers and jurisdiction of the institutions of the Union as set out in the Treaties to which the Republic of Bulgaria and Romania become

Parties shall apply in respect of this Treaty. (ブルガリア共和国及びルーマニア共和国が当事国となる諸条約が定める欧州連合加盟国の権利・義務及び欧州連合諸機関の権限及び管轄権に関する規定は、この条約に関して適用される)

Article 4 (第4条)

1. This Treaty shall be ratified by the High Contracting Parties in accordance with their respective constitutional requirements. The instruments of ratification shall be deposited with the Government of the Italian Republic by 31 December 2006 at the latest. (この条約は締約国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。批准書は遅くとも2006年12月31日までにイタリア共和国政府に寄託されなければならない)

2. This Treaty shall enter into force on 1 January 2007 provided that all the instruments of ratification have been deposited before that date. (この条約は2007年1月1日に発効する。但し、全ての批准書がその前日までに寄託されることを条件とする)

If, however, a State referred to in Article 1 (1) has not deposited its instrument of ratification in due time, this Treaty shall enter into force for the other State which has deposited its instrument. In that case, the Council, acting unanimously, shall decide immediately upon such adjustments as have become indispensable to this Treaty, to Articles 10, 11 (2), 12, 21 (1), 22, 31, 34 and 46, Annex III, point 2 (1) (b), 2 (2) and 2 (3) and Annex IV, section B, of the Protocol referred to in Article 1 (3) and, as the case may be, to Articles 9 to 11, 14 (3), 15, 24 (1), 31, 34, 46 and 47, Annex III, point 2 (1) (b), 2 (2) and 2 (3) and Annex IV, section B, of the Act referred to in Article 2 (2); acting unanimously, it may also declare that those provisions of the aforementioned Protocol, including its Annexes and Appendices and, as the case may be, of the aforementioned Act, including its Annexes and Appendices, which refer expressly to a State which has not deposited its instrument of ratification have lapsed, or it may adjust them. (しかし、§ 1 ①が言及する両国のうち一方が期限内に批准書を寄託しなかったとき、この条約は批准書を寄託した他方の国家について発効する。その場合には、理事会は全員一致で、この条約につき不可欠となった調整に関して直ちに決定を下さなければならない。更に、その調整は付属書Ⅲ 2 (1) b, 2 (2), 2 (3) の §§ 10,

11 (2), 12, 21 (1), 22, 31, 34, 46や§ 1 ③の所謂議定書の付属書ⅣのB部、そして付属書Ⅲ 2 (1) b, 2 (2), 2 (3) の §§ 9, 11, 14 (3), 15, 24 (1), 31, 34, 46, 47及び§ 2 ②に所謂決定書の付属書Ⅳのb部に対しても行われなければならない; 全会一致によって、理事会は更に、批准書の未寄託国に明示的に言及する付属書・追加書そして場合によっては決定書を含む前記議定書の諸規定が、失効したことを宣言し、又は、調整することができる)

Notwithstanding the deposit of all necessary instruments of ratification in accordance with paragraph 1, this Treaty shall enter into force on 1 January 2008, if the Council adopts a decision concerning both acceding States under Article 39 of the Protocol referred to in Article 1 (3), or under Article 39 of the Act referred to in Article 2 (2) prior to the entry into force of the Treaty establishing a Constitution for Europe. (この条約の本条第1項に従って必要な全ての批准書が寄託されたにもかかわらず、欧州憲法条約の発効よりも前に§ 1 ③に謂う議定書の§ 39又は§ 2 ②に謂う決定書の§ 39のもとで理事会が両国に関する決定を下す場合、この条約は2008年1月1日に発効する)

If such a decision is taken with respect to only one of the acceding States this Treaty shall enter into force for that State on 1 January 2008. (その決定が加盟申請国の一方についてのみ採択された場合、この条約は当該国についてのみ2008年1月1日に発効する)

3. Notwithstanding paragraph 2, the institutions of the Union may adopt before accession the measures referred to in Articles 3 (6), 6 (2) second subparagraph, 6 (4) second subparagraph, 6 (7) second and third subparagraphs, 6 (8) second subparagraph, 6 (9) third subparagraph, 17, 19, 27 (1) and (4), 28 (4) and (5), 29, 30 (3), 31 (4), 32 (5), 34 (3) and (4), 37, 38, 39 (4), 41, 42, 55, 56, 57 and Annexes IV to VIII of the Protocol referred to in Article 1 (3). Such measures shall be adopted under the equivalent provisions in Articles 3 (6), 6 (2) second subparagraph, 6 (4) second subparagraph, 6 (7) second and third subparagraphs, 6 (8) second subparagraph, 6 (9) third subparagraph, 20, 22, 27 (1) and (4), 28 (4) and (5), 29, 30 (3), 31 (4), 32 (5), 34 (3) and (4), 37, 38, 39 (4), 41, 42, 55, 56, 57 and Annexes IV to VIII of the Act referred to in Article 2 (2), prior to the entry into force of the Treaty establishing a Constitution for

Europe. (本条第 2 項にもかかわらず、欧州連合の諸機関は加入に先立って、§ 1 ③に謂う議定書の § § 3 (6), 6 (2) sub. 2, 6 (4) sub. 2, 6 (7) sub. 2 ~ 3, 6 (8) sub. 2, 6 (9) sub. 3, 17, 19, 27 (1) (4), 28 (4) (5), 29, 30 (3), 31 (4), 32 (5), 34 (3) (4), 37, 38, 39 (4), 41, 41, 55, 56, 57 及び付属書Ⅳ ~ Ⅷで言及されている措置を採ることができる。その種の措置は、欧州憲法条約発効以前においては、この条約の § 2 ②が謂う決定書の § § 3 (6), 6 (2) sub. 2, 6 (4) sub. 2, 6 (7) sub. 2 ~ 3, 6 (8) sub. 2, 6 (9) sub. 3, 17, 19, 27 (1) (4), 28 (4) (5), 29, 30 (3), 31 (4), 32 (5), 34 (3) (4), 37, 38, 39 (4), 41, 41, 55, 56, 57 及び付属書Ⅳ ~ Ⅷの同一規定に従って採られなければならない)

These measures shall enter into force only subject to and on the date of the entry into force of this Treaty. L 157/18 EN Official Journal of the European Union 21.6.2005 (これ等の措置は、この条約の発効の日付に従い、その日から始めて効力を発生する)

Article 5 (第 5 条)

The text of the Treaty establishing a Constitution for Europe drawn up in the Bulgarian and Romanian languages shall be annexed to this Treaty. Those texts shall be authentic under the same conditions as the texts of the Treaty establishing a Constitution for Europe drawn up in the Czech, Danish, Dutch, English, Estonian, Finnish, French, German, Greek, Hungarian, Irish, Italian, Latvian, Lithuanian, Maltese, Polish, Portuguese, Slovak, Slovenian, Spanish and Swedish languages. (ブルガリア語及びルーマニア語で起草された欧州憲法条約の本文は、この条約の一部としてこの条約に付属する。両言語の本文はチェコ語・デンマーク語・オランダ語・英語・エストニア語・フィンランド語・フランス語・ドイツ語・ギリシア語・ハンガリー語・アイルランド語・イタリア語・ラトビア語・リトアニア語・マルタ語・ポーランド語・ポルトガル語・スロバキア語・スロベニア語・スペイン語・スウェーデン語で起草された欧州憲法条約の本文と等しい条件で、正文として認められる)⁽¹¹⁾

The Government of the Italian Republic shall remit to the Governments of the Republic of Bulgaria and Romania a certified copy of the Treaty establishing a Constitution for Europe in all the languages referred to in the first paragraph. (イタリア共和国政府はブルガリア及びルーマニアの各共和国政府に対して、第 1 項で言及された全ての言語の欧州憲法条約の認証謄本を送付しな

ければならない)⁽¹²⁾

Article 6 (第 6 条)

This Treaty, drawn up in a single original in the Bulgarian, Czech, Danish, Dutch, English, Estonian, Finnish, French, German, Greek, Hungarian, Irish, Italian, Latvian, Lithuanian, Maltese, Polish, Portuguese, Romanian, Slovak, Slovenian, Spanish and Swedish languages, the texts in each of these

languages being equally authentic, shall be deposited in the archives of the Government of the Italian Republic, which will remit a certified copy to each of the Governments of the other Signatory States.

(この条約は、ブルガリア語・チェコ語・デンマーク語・オランダ語・英語・エストニア語・フィンランド語・フランス語・ドイツ語・ギリシア語・ハンガリー語・アイルランド語・イタリア語・ラトビア語・リトアニア語・マルタ語・ポーランド語・ポルトガル語・ルーマニア語・スロバキア語・スロベニア語・スペイン語・スウェーデン語を単一の原文として起草され、各言語の本文は等しく正文とされ、イタリア共和国政府の公文書に寄託され、同国政府から他の署名国政府全てに認証謄本が送付される)

以下、国名のアルファベット順で 27 国代表者の署名

それでは次に、このブルガリア及びルーマニア共和国の EU 加盟条約 (2005 年 4 月 25 日署名, 2007 年 1 月 1 日発効) について、国際法上の特徴について列挙していこう。

- ①ブルガリア及びルーマニア共和国と EU 加盟国 25 カ国との合計 27 国の多国間条約である。両国の同時加盟を定めており、全ての当事国 27 国の批准を経て発効した点で、EU の第 6 次拡大の法的根拠となる文書である。両国の国内事情により同時加盟を危ぶむ声もあったが、ブルガリアの加盟が 1 年遅れた場合、同国の国内政治に深刻な影響が出る可能性が指摘されていたため、同国としてはルーマニアとの同時加盟は譲れない選択であった。又、EU としても、将来、トルコの EU 加盟問題が控えており、第 3 国の EU 加盟に消極的であるとのイメージを回避したかったといわれる。⁽¹³⁾ しかし、既存の加盟国全ての批准が行なわれなければ条約が発効しないのは、現行の加盟国に拒否権を与えるに等しく、EU 加盟のシステムそのものに再考の余地があろう。⁽¹⁴⁾
- ②この条約は前文及び本文 6 か条の簡潔な条約であり、しかも、本文 § 1 ~ 6 の全てが手続条項である。両

国の具体的な EU 加盟の条件や調整は付属書で規定されており、条約本体が手続規定のみというのは、条約法の分野ではかなり珍しい現象である。条約本体と付属書との関係は一般法と特別法の関係ないしは原則規定と細目規定の関係に立つのが通常であろう（国連海洋法条約 UNCLOS と付属書の関係、WTO 協定と付属書の見よ）。その意味で、この条約は、本来、手続法的性格を有する規定に実体法規としての性格を承認し、EU 加盟手続の履行を条約目的としている。此れも、国際法の中で独自の地位を占める EU 法の特徴の1つなのであろう。もっとも、本来的に手続規定が形式的実体規定の性質を認められるのは、国際法領域ではその手続規定が定める手続の履践そのものが政治的に重要な意味を帯びる場合に見られる現象であって、卑近な例を挙げれば、新日米安全保障条約 Treaty of Mutual Co-operation and Security between Japan and the United States of America (1960. 1. 19 署名, 1960. 6. 23 発効) § 5 が定める事前協議 prior consultation の義務⁽¹⁵⁾を指摘できよう。本稿のテーマであるブルガリア及びルーマニア共和国の EU 加盟条約も“手続から権利が生まれる”という戦後国際法分野で優勢になっ

た英米法思想の影響が根底にあって作成された事情が伺われる。そういう歴史的事情を考えれば、この条約が本来的な手続規定に形式的実体法規の性質を承認したことは別に不思議ではない。

- ③ 基本的には、欧州憲法条約が発効していない段階での EU 加盟条約であって、“欧州憲法条約が発効すれば、ブルガリアとルーマニアの地位は当該条約上の地位に移行する”との停止条件を前提としている。その意味で、今回の EU の第6次拡大のための条約は、従前の EU 加盟条約に比して、EU 法体系における地位が変化し、上昇していることに注意しなければならない。つまり、本条約は法理的には欧州統合の象徴としての（未発効の）欧州憲法条約から授権され、それとの法理的整合性が保障されているのである。社会学的に言えば、拡大と深化を続ける EU の歴史において、本条約は欧州憲法条約発効までの過渡期における EU 加盟条約として位置づけられているのである。こうした現象は、連邦国家の創設を目指さないという（一部バーチャルリアリティな要素を含む）EU 統合という共通の目的のため、国家主権の制約の極大化を強いられている現代国家の姿を如実に示している。

（注）

- (8) 欧州連合を創設したマーストリヒト条約 (1992. 2. 7 署名, 1993. 11. 1 発効) は、その後、アムステルダム条約 (1997. 10. 2 署名, 1999. 5. 1 発効) 及びニース条約 (2001. 2. 26 署名, 2003. 2. 1 発効) で改正され、EU はこれ等の3つの条約を総合して観察しなければならない。EU はそのホームページで“欧州連合条約の統合版 Consolidated Version of the Treaty on European Union”を公表している。なお、統合版は EU のウェブサイトから取得できる。
See : <http://europa.eu.int/eur-lex/lex/en/treaties/dat/12002M/htm/12002M.html>
- (9) <http://eu-info.jp/law/en3.html>
- (10) 本条約末尾の締約国代表の署名も国名のアルファベット順で行なわれている。大国も小国も国際法の下に平等であるとの国際社会の民主主義の要請から、国連総会では早くから、抽選で決められた国家からアルファベット順に各国が意思を表示する投票方式が採用されているし、その他の国際機構や国際会議などでも議長の選出や議決の方式として類似の方式を採っている例が多い（例えば、ジュネーブ軍縮会議 Conference on Disarmament: CD はその議長職を 1979 年 1 月以来、アルファベット順に月ごとの輪番制にしている）。Cf. 川邊一郎「国連総会・安保理投票記録 1987 年第 42 回総会」新聞資料センター, 1995. p. 6 ; 外務省編『国際機関総覧 (2002 年版)』日本国際問題研究所刊, 2002. pp. 30 ~ 33.
- (11) “正文 authentic”とは、当該条約を解釈する際の証拠としての資格を謂う。つまり、各加盟国の言語は翻訳を介さず、それ自体が解釈の対象になるということである。その趣

旨をアメリカの権威ある”ブラック法学辞典 Black ‘s Law Dictionary” (8th ed. Thomson, 2004) は“A certificated copy of writing (文書の真正な謄本)”と説明し、証拠法的価値を強調している。Ibid. p. 142.

- (12) このブルガリア及びルーマニアの EU 加盟協定は 2005 年 4 月 25 日にルクセンブルクのノイミュンスター Neumynster 寺院（多目的催し物会場）で署名された。又、その寄託国はイタリア政府であるが（§ 4 ①）、こうした事情は EU の精神的原点（キリスト教を含む）がローマ文明にあることを示唆している；http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/sei-jikeizai/sihanki/2005_2.htm
- (13) See ; <http://eu-info.jp/law/en7-april2006.html>
- (14) 国際機構への第3国の加盟や国際機構組織文書の改正は、当該機構加盟国の一定数の同意で非同意国にも効力が及ぶとする例が多く、個別の加盟国の国益を超えた国際公益性が高いと判断される場合に採用される条約の効力に関する特則になっている。この事情をドミニク＝キャロー Dominique Carreau は次のように表現している；“フランスは、自らが同意していない、即ち、対応する自国の憲法規定を適用遵守していない国際条約によって拘束される — 明らかにそれは例外的現象であるが — ことがある。例えば、国際機構《設立条約》を改正または修正する一連の条約であって、加盟国全体の中での一定の多数（一般的には《一定の要件を満たした》またはきわめて重要な多数）国が明確に同意する場合、全ての加盟国に対して改正または修正の効力を及ぼす条約がそれである。最近の例として国際通貨基金 IMF 規程の2回目の改正が挙げられる。同改正は 1978 年 4 月 1 日にフランスなどの《少数派》を含む基金の全ての加盟国に対して発効

した” Dominique Carreau, DROIT INTERNATIONAL (8e Edition), Pedone, 2004, p. 120. クロアチア, トルコ, ユーゴ, アケドニアと続く今後の EU 加盟交渉について, 全員一致原則の緩和は考慮してもいいテーマである。

- (15) “採択された放送衛星法原則は, 二大原則を掲げている。1 つは『協議の権利義務 Duty and right to consult』で, 他の 1 つは『国家間協議と同意 Consultations and agreements between States』である。・・・これ等二大原則は, とともに協議を本質として含んでいるが, 協議を有効にするために, 発信国が受信国に域外衛星放送の意図を事前に通告しなければならないこととされている。さて, 放送衛星法原則の本質的構成要素たる『事前協議 prior consultation』は, 実定国際法上の制度として先例がある。この制度は, 或る問題について意見そして利害が対立する当事国間に手続法的義務を課すことで実定的権利義務が正当に実現されるとの英米法の基本原則の一つである手続法重視主義の影響下に成立したと看することができる。事前協議 prior consultation が導入された近年の例として, 新日米安全保障条約 Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the U. S. A. (1960 年 1 月 19 日署名, 同年 6 月 23 日発効) § 6 に関連して日米両政府間で交わされた交換公文 Exchange of Notes (1960 年 1 月 19 日付, 岸信介首相・ハーター国務長官 Secretary of State of the U. S. A., Christian A. Herter 1959. 4. 22 ~ 61. 1. 20 が署名) がある。同交換公文では両国が事前協議すべき主題として, (1) 合衆国軍隊の日本への配置における重要な変更, (2) 合衆国軍隊の装備における重要な変更 (いわゆる核持ち込み・・・筆者), (3) 日本国から行な

われる戦闘作戦行動・・・のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用 以上の 3 点を挙げている。これ等の事項に関しては, 日米間の事前協議における日本の拒否権が認められたとする積極的な解釈が存在する。又, 事前協議を紛争当事国に法的に義務付けた例として, 北海大陸棚事件 North Sea Continental Shelf Case (当事国は旧西ドイツ対デンマーク, オランダ) に関する ICJ 判決がある (1969 年 2 月 20 日)。この判決を基礎として 3 国間で外交交渉が行なわれ, 1971 年 1 月 28 日にコペンハーゲンで署名された西ドイツ・デンマーク間条約及び西ドイツ・オランダ間条約で問題 (= 北海中心部付近での 3 国間での大陸棚境界画定) が最終的に解決された。このように, 条約や国際判決で事前協議 prior consultation を法的に義務付けたと観られる事例が存在しているのであって, その有効性も国際法団体たる国際社会の組織化・高度化を背景に高まっている。・・・条約や国際判決といったハード＝ロー Hard Law の形であれ, 国連総会決議 U. N. G. A. Resolution といったソフト＝ロー Soft Law の形であれ, 一旦, 事前協議の義務が当事国に課された以上, 当該義務は単なる政治的・道徳的義務ではなく, その違反に対して他方当事国または国際連合を中心とした国際社会全体による制裁 sanction が予見されるという意味で法的義務である。尤も, この法的義務は, 実体法上の義務ではなく, 手続法上の義務と理解するのが現行法の解釈としては正当であろう。即ち, 事前協議の目的は事前協議そのものではなく, 実体的権利・義務の合意による確定なのである” 拙著『宇宙開発の国際法構造』信山社刊 1995, pp. 112 ~ 113.

【Ⅲ】今後の EU 拡大の展望

今日の EU の拡大と深化をもたらした要因を, 文化的主観的要因と技術革新的客観的要因に分けて論ずることが可能である。まず文化的主観的要因であるが, よく指摘されている通り, ヨーロッパ諸国はキリスト教とギリシア・ローマ文明を継承している点で精神的一体感を共有している。彼らが自分たちを“文明国 civilized nations”と呼び, 欧州域外を“野蛮国 barbarians”と呼ぶ伝統は今日においても観られる。まさに中世から現代に至る欧州社会の安定は, この精神的紐帯によるといい。(16) 特にキリスト教は, 各国の法規範とともに社会規範の重要な構成要素となっており, 欧州諸国家の“法治主義 legalism”又は“法の支配 Rule of Law”を補完している。つまり, 宗教には, 個人の人権の問題としての側面とともに, 人々の相互監視による社会の安定化の側面が存在しているのである。特にキリスト教については, その説く“隣人愛 Agape”が人権理論の基礎に据えられるほど法秩序との一体性が強調されているが, キリスト教の宗教自体の持つ社会統制の機能, 特に隣人の相互監視の機能には疑問を抱かせる部分も有る。特にドイツで頻発している近隣住民同士の訴訟は有名である。又, 欧州各国

での公衆トイレの有料化・料金徴収制度である。公衆トイレの中に机を持ち込んで行政事務としてトイレ使用料を徴収する社会は, 住民同士の相互監視社会以外の何物でもなかろう。キリスト教が説く“隣人愛 Agape”の思想は, 人権の基本原則たる“黄金律 Golden Rule”(=「自分が他人からして欲しい事を他人にしてあげ, 他人からして欲しくないことを他人にはしてはいけない」との内容の規範)の淵源たる地位を認められるというプラスの側面を有するとともに, (17) それが行き過ぎて住民の相互監視というマイナスの効果を生み出してしまった。“隣人愛 Agape”が有するこのようなプラスとマイナスの両効果が相俟って欧州社会の安定と統一をもたらしているのである。キリストは自らが説く“隣人愛 Agape”がこのような人間性に対する不信感を内包しているとは自覚していなかったと思われるが, キリスト教が住民相互の, そして, 欧州諸国家の精神的紐帯になりえたのは, “隣人愛 Agape”が内包する人間性に対する不信に由来する割合が大きかったというべきであろう。ここで思い出されるのは, 憲法学の統治機構論の分野で常識化している権力分立制又は三権分立制である。今日, 国家を創設する際に, 憲法で三権分立制を導入することが常態化しているが, この制度も人間性に対する不信から生まれたとい

う。「いかなる立派な哲学者でも、権力を握れば腐敗し、権力を濫用する。是は歴史的事実であり、人間の本性の問題である。だから、権力の濫用から、国民を守るためには、誰か一人の手に権力を集中させずに、国家権力を分散し相互に監視し牽制させるべきである」というのが、権力分立の理念である。⁽¹⁸⁾ “隣人愛 Agape” も人間性に対する不信を内包する点で、権力分立の理念と符合一致する。その意味で、“隣人愛 Agape” が有する市民社会の安定化・統一化の社会的及び法的機能には無視すべからざるものが有ると言わなければならない。

欧州統合を推進したもうひとつの技術革新的客観的要因については、すでに多くの論者によって指摘されているが、その起源を18世紀後半にイギリスで発生した産業革命に求めるのが妥当であろう。⁽¹⁹⁾ 即ち、産業革命の具体的発明的成果として、蒸気機関車や蒸気船が水上輸送や陸上輸送の画期的発展をもたらし、欧州全域に亘って水上及び陸上輸送網が整備され、今日の欧州統合の物的客観的条件が成立したのである。更に、欧州統合を推進している新たな技術的要因が1990年代から出現している。それは情報技術 Intelligence Technology : IT による電子国家の出現である。国家の行政事務が電子政府化の推進によって革命的に省力化され、EUの拡大 enlargement と深化 deepening を技術的に容易化していることは

よく知られている。⁽²⁰⁾ ⁽²¹⁾ 18世紀後半以来の産業革命の系譜の中に立つこのIT革命も東欧諸国やトルコのEU加盟の実現可能性を高めたことは否定できない。特に、トルコについては、国民の大半がキリスト教徒である欧州諸国家と異なり、人口7207万人(2005年推定)のうち99%がイスラム教徒であって、欧州統合の第1の要因たる文化的主観的要因が存在していない。しかし、トルコとEUの電子政府政策の推進によって、トルコのEU加盟の技術的障害はすでに消滅しているといっている。その上で、①トルコがNATOの加盟国であること ②NATOの域内・域外活動の展開に伴うEUとの軍事活動の協力・分担の進展 ③EU加盟国とNATO加盟国とが多くの場合重複していること⁽²²⁾ etc. を考慮すると、宗教的差異を越えてトルコのEU加盟の可能性は高まっているというべきであろう。尤も、2007年9月現在、トルコとクロアチアがEUとの加盟交渉を行なっているが、欧州評議会 Council of Europe は自由の保障、民主主義、人権及び基本的自由の保護、又、法の支配の諸原則に関し、重大な違反が継続するとき加盟交渉を中断しうると決定しており、⁽²³⁾ EU加盟条件の客観的合理性が要求される段階に入っていることがわかる。これ等2カ国に続いて、マケドニアや旧ユーゴもEU加盟候補国となっており、EUの拡大基調に変化はない。

(注)

- (16) “古代 Ancient History, Altertum や中世 Medieval History, Mittelalter の世界になく、もちろん東洋の世界には認められず、とくに近代ヨーロッパ世界の中に固有の政治史の基本構造は何かといえ、主権国家相互の対立と均衡とに基く国際関係の成立とその展開といったキリスト教文化圏独特のヨーロッパ史の姿が浮かんでくるであろう。このような歴史像の原型がランケによって確立されたことはいうまでもない” 義井 博『国際関係史』南窓社刊、1972、p. 234. Cf. Leopold von Ranke, *Geschichten der romanischen und germanischen Voelker von 1494 bis 1514*, 1824.
- (17) 欧米流、又はキリスト教的法学理論では人権観念の前提として“黄金律 Golden Rule”の存在を認めるが、この“黄金律”の背景となっているのがキリスト教に謂う“隣人愛 Agape”であるという。See Briand D. Lepard, *Rethinking Humanitarian Intervention*, Penn. State Press, 2002, pp. 186 e et al. しかし、ブリアン＝レパードは、“隣人愛 Agape”が内包する人間、又は人間性に対する不信の側面には言及していない。
- (18) 権力分立制が人間性に対する深い不信感と猜疑心に基いていることは、古典的政治思想家たるジョン＝ロック John Locke (1632～1704) やモンテスキュー Montesquieu (1689～1755) のみならず、アメリカの政治家ジェファソン Thomas Jefferson (1743～1826) によっても指摘されているという。この点に関する清宮四郎博士のご教示に感謝す

る。清宮四郎著『憲法 I (新版)』、有斐閣、1972、p. 88. 清宮博士が引用する文献を紹介しておく。Cf. John Locke, *Civil Government*, 1690; Montesquieu, *Le l'Esprit des Lois*, 1748; B. F. Wright, *A Source Book of American Political Theory*, 1929, p. 327.

(19) ヨーロッパの国際河川行政や国際鉄道行政が欧州統合の基礎を構成した詳細な事情については、見よ。小川有美編集代表『EU 諸国』、自由国民社、1999、esp. pp. 16 - 45.

(20) 欧州統合又はEUの拡大と深化はグローバリゼーション理論からも説明が可能である。例えば、ユールゲン＝フェーブマンは云う；“グローバリゼーション論議の中で、人々はグローバリゼーションを経済的に明確に分離できない5つの因果関係の視点から理解しようとしているが、この論証過程は彼らの主張の結論を決定付けている。第1の視点は世界貿易の発展(商品資本の国際化)である。第2は海外直接投資の発展(生産資本の国際化)である。第3は国際金融市場の発展(貨幣資本の国際化)と国際株式資本の効果の増大(テーマ：株式の利益を重視する資本主義)である。人々はそれをグローバリゼーションの進捗度合いの目安にして論議を行なっているのである。そのほか、第4は、費用の点で有利な通信技術や交通技術を基礎にして構築された新たな国際的生産ネットワーク(“グローバリゼーション資源”、“一元的国際生産”)である。第5は、グローバリゼーション競争の圧力の下、国際化の発展過程を質的にも量的にも新たな段階に押し上げるために、民族国家が“競争国家”への変貌を迫られていることである。グローバリゼーションの発展過程から予

盾心理が生まれるが、之を分析するに当たり 2 つの錯誤を回避しなければならない。先に述べたようなグローバリゼーション強化論もグローバリゼーション懐疑論もいずれも極論であって排除されなければならないということである。第 1 に、これ等の極論はグローバリゼーションを状態と捉えて、循環的發展プロセスとは捉えていない。第 2 に、こうした極論は地球が十分一体化を果たした市場であるとの前提から出発し、すでに“完全な市場”といえると考えている — しかし、こうした考えはでっち上げであり、すでに経験則からの反論が提出されている” 北京大学国際問題研究叢書編集委員会訳『全球政治与全球治理』, 中国国際広播出版社, 2002, pp. 144 - 145. ユールゲン＝フェーブマンが指摘する第 4 の視点の根拠になっているのが電子国家・電子政府の発達・普及であろう。こうした事態に対して、石川敏行は法学者の視点から次のように解釈を加えている；“情報化の進展とともに、モノやカネがデジタル化し、不可視化した。そのような情報（モノやカネ）がネットワークを通じて、 — くにごかい — 国境（ボーダー）を軽々と超越し、瞬時に世界を駆け巡っている（ボーダーレス化）。このような、時間も空間も判然とはしない高度情報通信ネットワークの時代にあっては、伝統的な国家 3 要素の重要な 1 つであった土地＝国境が、大幅にその意味を失い始めた。なぜなら、いくら土地を人為的に区切り、国境を設けてみても、デジタル化した — 国家以外の — 経済主体の活動の全貌を、国家はもはや把握することが不可能になったからである（特に、多国籍企業の活動はまさに、ボーダーレス、即ち一国の領土をはるかに上回る規模で展開している）。かくて、国家はその絶対性も最高性も喪失しつつある。そのような状況に適確に対処し、喪失した国家の権威を回復する” 特効薬 “が「電子政府」に他ならない、というのが筆者の解釈である” 石川敏行「電子政府 — 見えてきた“懐かしき未来”」 Jurist No. 1215, 2002, p. 66.

- (21) EU のヨーロッパ委員会は電子取引に基く EU の市場統合に早くから意を用い、1999 年 12 月 13 日には、『電子署名の共同体のフレームワークに関する指令』（1999/93/EC）(OJ

L13, 19. I. 2000, p. 12) を採択し、2000 年 5 月 4 日に、『域内市場における情報社会サービスのある法的側面とりわけ電子商取引に関する指令』（OJ C128, 8. 5. 2000, p. 32) を採択していた。見よ；弥永真生「電子取引と EU 諸国の取組み」 Jurist No. 1183, 2000, pp. 136-143. EU では、加盟各国の電子取引への対応を統一する必要から、日本などに比べて対応が早かったといえる。日本では、2000 年 12 月 16 日公布（2001 年 1 月 6 日施行）の法律 144 号「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」によって、ようやく“情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする” (§ 1) 電子国家政策がスタートした。

- (22) EU 加盟 27 国 (2007. 1. 1 現在) のうち、NATO に加盟していないのは、アイルランド・オーストリア・フィンランド・スウェーデン・キプロス・マルタの 6 カ国に過ぎない。他方、NATO 加盟 26 カ国 (2007. 9. 1 現在) のうち、EU に加盟していないのは、非欧州の米加を除けば、アイスランドとノルウェー及びトルコ（尤も、トルコを欧州国家と見るか非欧州国家と見るかにつき意見が分かれている）だけである。Cf. <http://europa.eu/> ; <http://www.nato.int/>

- (23) 2004 年 12 月 16 - 17 日に開催されたブリュッセルの EU 理事会 Council of the European Union の議長総括 Presidency Conclusions の改訂版 (16238/1/04 REV 1) が 2005 年 2 月 1 日付けで加盟国代表に通知されている。EU の公式サイト参照。

See, http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/83201.pdf

【Ⅳ】結 語

確かに欧州統合こそ歴史の進路であろう。しかし、欧州統合に否定的又は消極的な要因も指摘されている。こういうマイナス要因は、心理的要因と経済的要因に分けて指摘されている。まず、心理的要因として、EU 加盟国国民の意識である。1999 年秋から 2004 年秋までの 5 年間に亘る EU 市民の意識を調査したところ、「自分は第 1 次的に国籍国の国民であって、2 次的に EU 市民である」と考えている人が 45 % 前後で推移しており、調査対象人口のほぼ半数に達していた。他方、「自分は第 1 次的に EU 市民であって、2 次的に国籍国の国民である」と考える人は 5 ~ 7 % しかないことが判明した。⁽²⁴⁾ 又、貿易額などの経済的要因から欧州統合の停滞を指摘する論者もいる。例えば、ユールゲン＝フェーブマンは云う；“世界貿易の統計上の極めて大きな発展 — 現在の世界貿易の増

加は地球全体の生産や経済協力開発機構に依存して、国内生産の増加率の数倍に達している — は、通常、グローバリゼーション市場成立の最も重要な判断基準になっている。このような世界貿易の明白な拡大・深化の発展趨勢は、まず歴史的視点から、その後に地域と産業部門の角度から各別に比較研究されなければならない。まず歴史的に確認しておくべきことがある。それは世界貿易が周期的に発展していることであり、資本主義経済の発展過程について言えば、全体として、1980 年代中期以来、その極めて高い輸出入割合は第 1 次周期の反映と看做しうることであり、そして 1990 年代に少なくとも EU 諸国家（統計上は、一体化の効果は 80 年代末まで、やはり現れていた）と日本が再度後退局面に入ったと看做しうることであり。現在、先進国の輸出入割合は 1914 年以前の水準に近づいており、少なくとも、EU 加盟諸国家と日本については対外貿易の GNP 全体に占める割合は 20 世紀の 80 年

代以降再び下降している。内部に大市場を形成しようという EU について言えば、現在、輸出が GNP に占める割合はわずか 8 % である。地域的に観ると、世界貿易の分布はまったくグローバルの様相を呈していない。しかも、世界貿易の地域的偏りは、経済協力開発機構の中の 3 つの国家グループを中心に、即ち、EU (40 % 以上) と北米 (20 % 未満) と日本及び東南アジア主要国 (大体 35 %) に顕著なのである。産業的視点から強調しなければならないのは、重要な経済成長分野、即ち、民間サービス部門及び公共サービス部門について言えば、対外的な開放度は比較的低いことである。”⁽²⁵⁾ “ドイツについて云えば、

サービス産業の対外開放度は全体的には 2 / 100 ～ 3 / 100 の間である”⁽²⁶⁾

しかし、こうした EU の拡大と深化に対する否定的な要因が存在するにもかかわらず、欧州統合の時代的趨勢に変化はない。換言すれば、欧州統合の心理的要因及び社会的客観的要因が否定的要因を凌駕していると判断せざるを得ない。IT を中心とする技術革新が欧州統合の心理的障壁と経済的物的障壁を縮減ないし除去しているからである。「連邦国家の樹立ではなく、欧州諸国家の限らない連帯と統合を目指す」という EU の無理をしない姿勢が生きているといわざるを得ない。

(注)

(24) 科学技術庁の青江 茂 科学技術政策研究所長はユーロバロメーターについて次のように云っている。同所長のご教示に感謝する。“欧州では、1980 年代に英、仏において、科学技術に関する意識調査が行われていたが、1989 年に欧州共同体 (EC) 欧州委員会第 12 総局 (当時) によって、「ユーロ・バロメータ」(Eurobarometer : EC12 カ国を対象として各種のテーマで実施される共通世論調査) で科学技術をテーマにした調査が実施された。その後、1992 年に日・米・欧の国際比較を目的として、「欧州人、科学技術—公衆の理解と態度」(Europeans, Science and Technology - Public Understanding and Attitudes -) のテーマで、ユーロ・バロメータが実施された。参加国は、ベルギー、デンマーク、独、ギリシャ、スペイン、仏、アイルランド、伊、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、英の EC12 カ国で、各国平均 1000 人規模の 13000 人に対して訪問面接法によって調査が

行われた。ちなみにこの時のユーロ・バロメータの使用言語は 9 カ国語である。EC が欧州連合 (EU) になった現在においても、EU 加盟国を対象にバイオテクノロジー、環境、情報等の特定のテーマに関するユーロ・バロメータが実施 (科学技術全般に関する調査は 1992 年調査以降実施されていない) されており、バイオテクノロジーに関する意識調査については、1991、1993、1996、1999 年のこれまで 4 回実施されている。バイオテクノロジーに関する最新の 1999 年調査は、EU 15 ケ国における 15 歳以上計 16,082 人 (各国平均約 1000 人) を対象に実施されており、2000 年 4 月に結果が公表された。この 1999 年調査についても、日・米・加との国際比較研究の提案がなされており、各国で準備が進んでいる。”
http://www.nistep.go.jp/NISTEP_News/news142/news142.html

(25) 北京大学国際問題研究叢書編集委員会訳『全球政治与全球治理』, 中国国際広播出版社, 2002, pp. 145 - 146.

(26) Ibid, p. 146, footnote ④.

《References》

1. Alister Miskimmon, Germany and EU Foreign Policy, Palgrave, 2007.
2. J. Vogler, et al, The External Policies of the European Union, Palgrave, 2007.
3. Carsten Doerfert, Europarecht, Luchterhand, 2007.
4. Christophe Hillion, The European Union and Its East - European Neighbours, Hart Pub., 2007.
5. Helen Meenan (ed.), Equality Law in an Enlarged Europe, Cambridge, 2007.
6. Vicki Paskalia, Free Movement, Social Security and Gender in the EU, Hart Pub., 2007.
7. Steve Peers, EU Justice and Home Affairs Law, Oxford, 2007.
8. Giuliano Amato / J. Ziller, The European Constitution, Edward Elgar, 2007.
9. Elspeth Berry / S. Hargreaves, European Union Law Textbook (2nd ed.), Oxford, 2007.
10. Noreen Burrows / R. Greaves, The Advocate General and EC Law, Oxford, 2007.

【参考図表：EU 加盟国一覧 (2007.1.1 現在 27 か国)】



《出典：http://europa.eu/abc/european_countries/index_en.htm》

- ① 原加盟国 (6) ベルギー オランダ ルクセンブルク ドイツ (旧西ドイツ) フランス イタリア
- ② 1973 年加盟 (3) イギリス (海外領土や属領は含まず) アイルランド デンマーク (グリーンランドやフェロー諸島は含まず)・・・第 1 次拡大
- ③ 1981 年加盟 (1) ギリシャ・・・第 2 次拡大
- ④ 1986 年加盟 (2) スペイン ポルトガル・・・第 3 次拡大
- ・・・・・・以上は EU 改称以前の加盟国：以下は EU 改称後の加盟国・・・・・・
- ⑤ 1995 年加盟 (3) オーストリア フィンランド スウェーデン・・・第 4 次拡大
- ⑥ 2004 年加盟 (10) ポーランド ハンガリー チェコ スロベニア スロバキア エストニア ラトビア リトアニア キプロス (南キプロス) マルタ・・・第 5 次拡大
- ⑦ 2007 年加盟 (2) ルーマニア ブルガリア・・・第 6 次拡大

※ EC 時代から EU は通算して 6 次の拡大を経験している (「EU の第 2 次東方拡大」とも言う)

《<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E9%80%A3%E5%90%88> の図表を基にして作成》

